

# 定 款

株式会社くすりの窓口

2023年8月25日改訂

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社くすりの窓口と称し、英文では Kusurinomadoguchi, Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業務及び受注受付代行業務
2. インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス及び販売促進サービス
3. インターネット等のネットワークを利用した広告の企画・制作・販売
4. インターネット等を利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理、運営に関する業務
5. インターネット等の接続に関する業務
6. インターネット等のホームページの企画、立案、制作及び管理
7. 医薬品の流通合理化、合理的価格形成手法の調査研究及び普及啓発
8. 医薬品卸売会社との医薬品価格交渉代行
9. 医療、健康に関する情報の収集分析、提供サービス及びコンサルティング
10. 医療情報管理システムの企画、設計及びコンサルティング
11. 電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事及びメンテナンス業
12. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
13. コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸及びメンテナンス業
14. オフィス・オートメーション機器及びその付属機器、付属材料、事務用機器、事務用品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業
15. 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証ならびにクレジットカードの取扱業務、情報記録磁気プリントカード・商品券等の販売
16. 物品の仕分け、梱包及び発送ならびに配送業務の請負業
17. 市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負
18. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
19. 情報記録磁気カードシステムに関する企画、調査及び研究開発
20. 広告代理店業務
21. 古物の売買及び取扱業務
22. 生命保険の募集に関する業務
23. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務
24. 前各号に関するコンサルティング業務
25. 前各号に付帯又は関連する一切の業務
26. その他適法な一切の事業

**(本店の所在地)**

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

**(機関)**

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

**(公告方法)**

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

**(発行可能株式総数)**

第6条 当社の発行可能株式総数は、36,720,000株とする。

**(自己の株式の取得)**

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

**(単元株式数)**

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

**(単元未満株式についての権利)**

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

**(株主名簿管理人)**

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### **(株式取扱規程)**

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### **第 3 章 株 主 総 会**

#### **(招集)**

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

#### **(定時株主総会の基準日)**

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### **(決議権者及び議長)**

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### **(電子提供措置等)**

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### **(決議の方法)**

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### **(議決権の代理行使)**

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

#### (取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

#### (取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### (取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

#### (監査役の数)

第 31 条 当社の監査役は、6 名以内とする。

#### (監査役の選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査

役の任期の満了する時までとする。

- 3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 5 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### **(常勤の監査役)**

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### **(監査役会の招集通知)**

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

#### **(監査役会の決議の方法)**

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### **(監査役会の議事録)**

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### **(監査役会規程)**

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### **(監査役の報酬等)**

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### **(監査役の責任免除)**

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### (会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### (会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当等の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第47条 配当金が、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

### (附則)

第1条 定款第15条（電子提供措置等）の変更は、当社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項による定款第15条（電子提供措置等）の変更の効力発生後、本附則は、削除する。